

**電子申告 R4 Ver.20.10（法人税 e1、内訳 e12、申請 e1、相続税 e4）のリリース**

e-Tax（国税電子申告・納税システム）の令和2年度法人税申告等に対応した電子申告 R4、および各種電子申告プログラムをリリースいたします。

また、相続税 R4 電子申告プログラムについて、電子申告 R4 Ver. 20.10 と自動連動をするには追加対応が必要であるため、合わせて Ver. 19.2.e4 もご連絡いたします。

## 1. 発行プログラム

### ■電子申告 R4

システム名	バージョン
電子申告 R4	20.10

※ ライセンスが変更になります。20.1 用のライセンスが必要です。

※ E i ボード Ver. 19.20 以上の環境が必要です。（前回バージョンから変更なし）

### ■電子申告更新用

システム名	バージョン	更新の対象
法人税 R4 R02 電子申告更新用プログラム	e1	20.10（5/25 公開）以降
内訳・概況書 R4 電子申告更新用プログラム	e12	20.11（5/25 公開）以降
申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム	e1	20.10（5/25 公開）以降
相続税 R4 R01 電子申告更新用プログラム	e4	19.20（1/23 公開）以降

## 2. 日程（予定）

2020年5月25日（月）

※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

## 3. 対応内容

### 3-1. 法人税 令和2年度申告に対応【電子申告 R4】【法人税 R4】【内訳・概況書 R4】

令和2年4月1日以後終了事業年度分法人税申告の電子申告に対応しました。

#### ■受付対象別表等

例年同様、この時期は主要別表等のみの受付となります。

受付対象となる別表等は下表のとおりです。

法人税 R4 R02（20.1）対応別表等の一覧（○印が電子申告受付対象となる帳票）		
○ 別表一／次葉	別表六（十一）	別表十四（二）
○ 別表二	別表六（十二）	別表十四（五）
別表三（一）	別表六（十三）	○ 別表十五
別表三（一）付表	別表六（十四）	○ 別表十六（一）
別表三（二）	別表六（十五）	○ 別表十六（二）
別表三（三）	別表六（二十）	別表十六（四）

別表三（四）	別表六（二十一）	別表十六（六）
別表三（五）	別表六（二十一）付表	○ 別表十六（七）
付表（土地譲渡）	別表六（二十三）	○ 別表十六（八）
○ 別表四	別表六（二十四）	別表十六（九）
○ 別表四（簡易様式）	別表六（二十五）	別表十六（十）
○ 別表四（次葉）	別表六（二十六）	○ 適用額明細書
○ 別表五（一）	別表六（三十）	特別償却の付表（一）
○ 別表五（一）付表	○ 別表七（一）	特別償却の付表（二）
○ 別表五（二）	別表七（三）	特別償却の付表（三）
○ 別表六（一）	○ 別表八（一）	特別償却の付表（七）
別表六（二）	別表八（二）	特別償却の付表（八）
別表六（二の二）	別表十（五）	特別償却の付表（九）
別表六（三）	別表十（七）	特別償却の付表（十一）
別表六（三）付表一	○ 別表十一（一）	特別償却の付表（十五）
別表六（四）	別表十一（一の二）	特別償却の付表（二十）
別表六（六）	別表十一（二）	○ 別表十八
別表六（六）付表	別表十三（一）	○ 欠損金の繰戻しによる還付請求書
別表六（七）	別表十三（二）	○ 税務代理権限証書
別表六（八）	別表十三（三）	○ 添付書面 33 の 2 第 1 項
別表六（九）	別表十三（四）	○ 添付書面 33 の 2 第 2 項
別表六（十）	別表十三（五）	

※決算書、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書も受付対象です。（昨年度から変更なし）

## ■会社事業概況書

令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度分から様式が変わり、新様式のみが受付対象となります。新様式は、内訳・概況書 R4 Ver.20.11 で対応しました。

## ■昨年との違い

以下、今年から受付対象外となる帳票です。（＝昨春は受付対象だった帳票です。）


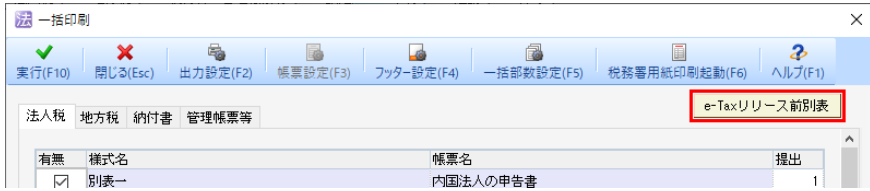

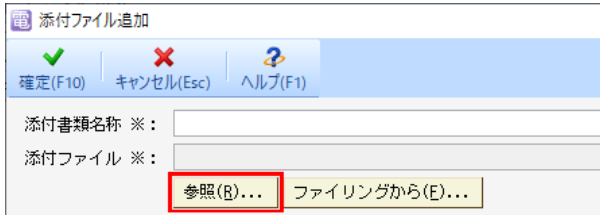
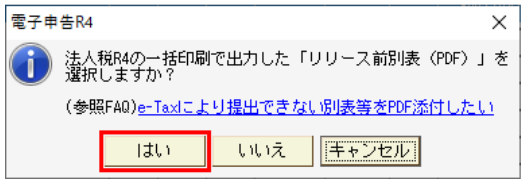
別表七(三)	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書
別表十(七)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書
別表十一(一の二)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十六(九)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書
別表十六(十)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

また、以下は昨年から受付対象外となった帳票で、今春も受付対象外となりました。

別表三(一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書
別表三(一)付表	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
別表十三(一)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書
別表十四(二)	寄附金の損金算入に関する明細書
別表十六(四)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十六(六)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書

## ■受付対象外別表をイメージデータ（PDF）添付しやすくする対応

法人税 R4 と電子申告 R4 でそれぞれ機能改善を行い、従来よりも簡単な手順で受付対象外別表をイメージデータ（PDF）として添付できるようになりました。

 <p>(法人税 R4)</p>	<p>一括印刷機能にワンクリックで受付対象外別表のみを選択できる機能を追加しました。</p> <p>-----</p> <p>▼法人税 R4 一括印刷</p>  <p>電子申告更新用プログラム（e1）がインストールされた環境で一括印刷画面を開くと、画面の右上に「e-Tax リリース前別表」ボタンが表示されます。このボタンを押すと、受付対象外別表のみが帳票選択されます。</p> <p>-----</p> <p>この機能を使用することで、受付対象外別表を簡単に 1 つの pdf ファイルとして出力できるようになりました。</p>
 <p>(電子申告 R4)</p>	<p>上記操作で出力した pdf ファイルを少ないクリック数で添付操作ができるような改善を行いました。</p> <p>-----</p> <p>▼電子申告 R4 添付ファイル追加</p>   <p>国税の「添付ファイル追加」の画面で、参照ボタンを押下した後に、法人税 R4 の一括印刷で PDF 出力されたフォルダーを表示できるようになりました。</p> <p>-----</p> <p>この変更により、従来よりもスムーズに pdf を選択できるようになりました。</p>

なお、以下の FAQ に操作の流れを画面付きで掲載しています。

[FAQ：e-Taxにより提出できない別表等（リリース前別表）をPDF添付したい](#)

### 3-2. 災害損失の繰戻しによる還付請求の手続きに対応【電子申告 R4】【法人税 R4】

法人税 R4 Ver.20.10 で対応した以下の帳票の電子申告に対応しました。

- ・災害損失の繰戻しによる還付請求書
- ・災害損失欠損金額に関する明細書

なお、電子申告 R4 には、下図のように「法人税申告データ」とは別行として取り込まれます。

税目	年度	区分	提出先	手続き名
届出書			新宿	災害損失の繰戻しによる還付請求
法人税	令和02	確定	新宿	内国法人の確定申告(青色)

※すでに対応している「欠損金の繰戻しによる還付請求」と同じ動作となります。

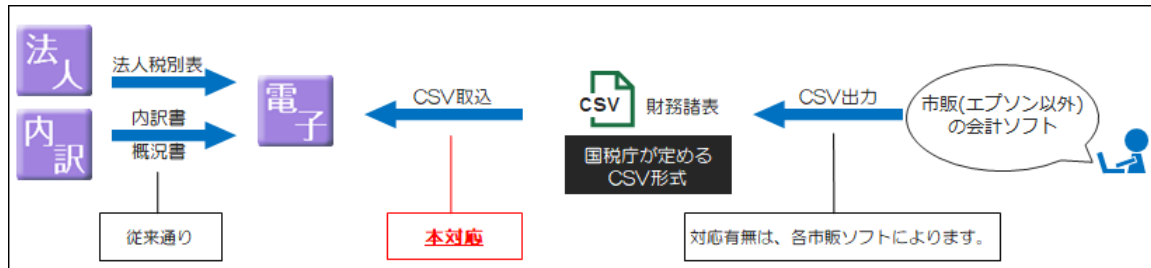
### 3-3. 届出手続きの追加【電子申告 R4】【申請届出 R4】

以下の手続きの電子申告に対応しました。

- ・源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請
- ・e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請・e-Tax による申告が困難である場合の特例の取りやめの届出

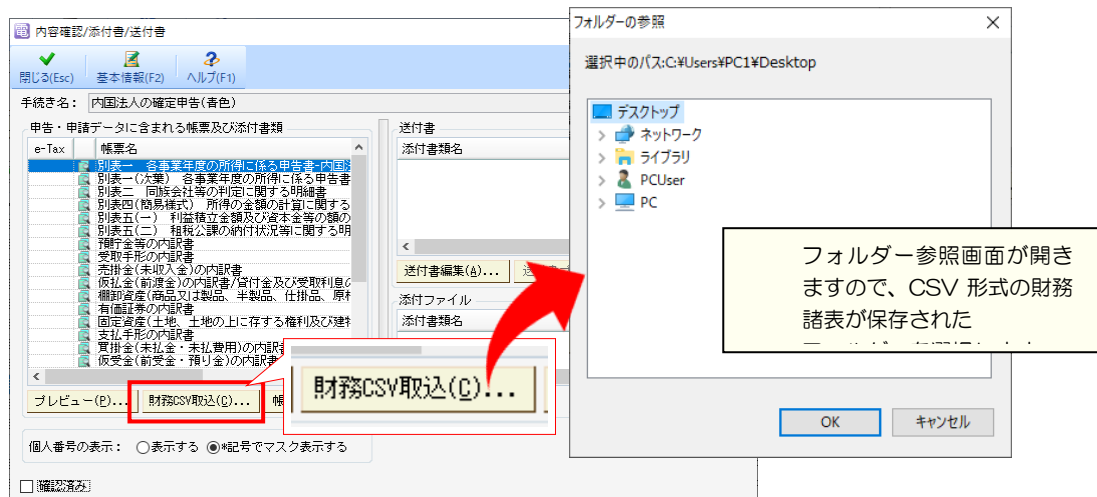
### 3-4. 財務諸表（CSV 形式）の取込に対応【電子申告 R4】

国税庁の定める CSV 形式により作成された財務諸表を e-Tax で送信したデータ形式に変換し取り込むことができるようにしました。



#### ■財務 CSV 取込

財務諸表の CSV 取込は、法人税データ取り込み後に「内容確認/添付書/送付書」画面から行います。



#### ■e-Tax で受付可能な CSV ファイル

e-Tax の HP に「財務諸表の CSV 形式データの作成方法」が記載されています。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/csv\\_jyoho4.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/csv_jyoho4.htm)

この作成方法に準拠したファイルでない場合は、e-Tax 側で受け付けられないため、「拡張子が csv であればよい」というわけではありません。

上記リンク先のとおり、厳格な作成ルールがありますので、基本的には「国税庁が定める CSV 形式の出力に対応した市販ソフト」から出力された CSV ファイルをご利用ください。

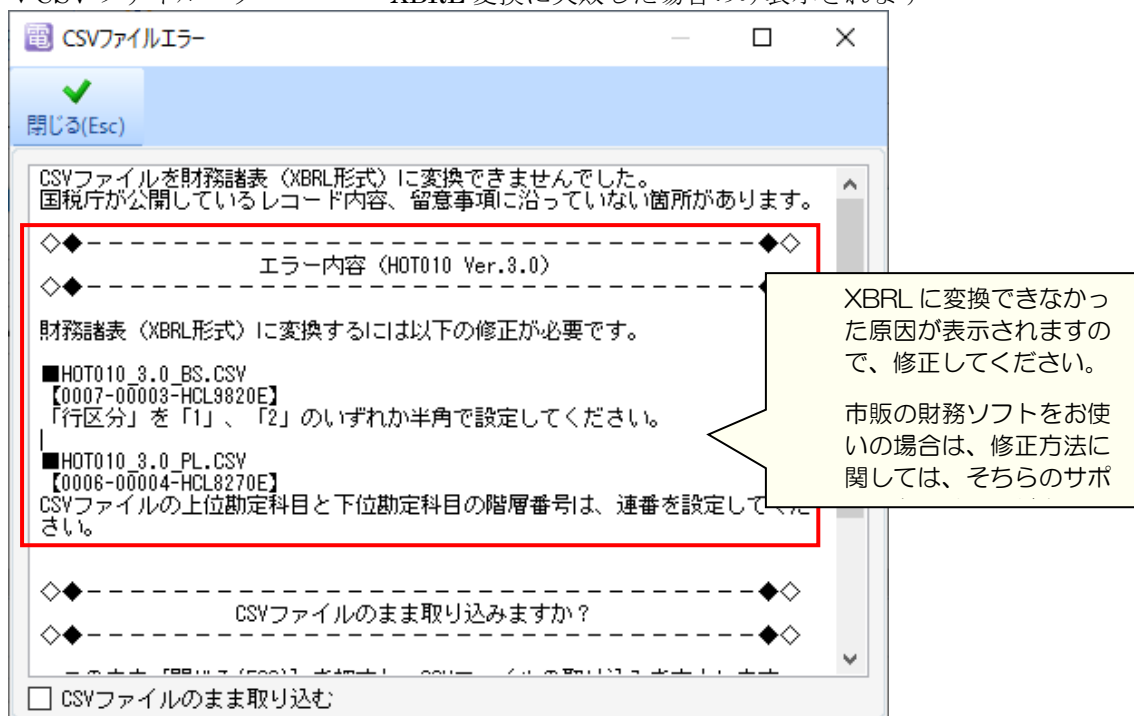
#### ■システムの対応

[財務 CSV 取込] ボタンからの操作で指定されたフォルダーに保存されている CSV ファイルを XBRL 形式 (=財務 R4 が「電子申告ファイル出力」により出力しているファイル形式) に変換して取り込みを行います。



CSV ファイルの作成に不備があり、変換に失敗した場合は、以下の画面で変換に失敗した原因を確認することができます。

▼CSV ファイルエラー . . . XBRL 変換に失敗した場合のみ表示されます



この場合でも、画面下端の「CSV ファイルのまま取り込む」にチェックを入れてこの画面を閉じると、CSV ファイルのまま添付することもできます。



CSV ファイルをそのまま添付して送信した場合、その内容 (=CSV ファイルの精度) によっては受付結果でエラーになる場合がありますので、基本的には CSV ファイルエラーに表示された内容を解消してから送信するようにしてください。

### 3-5. 贈与税電子申告 電子申告 R4 への自動連動処理の修正【相続税 R4】

電子申告 R4 を Ver.20.10 にバージョンアップすることで、贈与税の自動連動による取り込みができなくなることが分かりましたので、相続税 R4 の電子申告プログラムを修正しました。

※今回リリースする「相続税 R4 電子申告プログラム Ver.19.2.e4」にバージョンアップしない場合、電子申告 R4 で贈与税の自動連動を行った際に「選択された案件の申告年が申告の対象外のため、処理を継続できません。」のメッセージが表示され、取り込みができません。

以上、よろしくお願いいたします。